

# 都市計画公園の見直しについて

建設部 地域計画課

# 都市計画公園について

## ●公園の役割

公園・緑地の効果は、市民のレクリエーションや休息の場としての利用効果、都市の防災拠点、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、そして魅力ある景観を形成するなどの存在効果があり多様です。公園・緑地の果たす役割は極めて大きく、その整備に対する人々の期待は年々、高まっています。

## ●都市計画公園とは

都市計画公園とは、都市計画法に基づき、都市計画において定められるべき都市施設の中の公園の事をいいます。都市施設を都市計画に定めるには、都市計画決定の手続きを行わなければなりません。

都市計画決定に基づき整備された公園は、都市公園として位置付けられます。

## ●公園を都市計画に定める意義

公園や道路を始めとする都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するために必要な施設ですが、都市施設を都市計画に定めることについて、以下のような意義があります。

- 都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画で明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができます。
- 都市内の土地利用や、各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができます。
- 将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く市民の皆さまに示すとともに、開かれた手続きにより地域社会の合意形成を図ることができます。

# 都市計画公園決定の経過と課題

本市では、飯田大火後の飯田市復興都市計画事業によって、昭和30年代に市街地へ多くの都市計画公園が当初決定され、その後も、人口の急激な増加や高度経済成長のもと、都市計画公園を随時追加し、社会資本整備が進んできました。一方で現在は人口が減少に転じ、超高齢社会を迎え、経済も低迷する中で、そのような時代に計画された都市計画との齟齬が生じています。

また、都市計画施設（公園）内については、都市計画法第53条の規定により建築物の階数が2以下で、かつ、地階を有しないものや、主要構造が木造又は鉄骨造などでなければならないといった建築の制限が課されるため、長期にわたり制限をかけ続けることが地権者の生活にも支障をきたすことがあり、課題となっています。

# 都市計画公園の見直し

『都市計画運用指針』（国土交通省）では、運用に当たっての基本的な考え方として、適時適切な都市計画の見直しが示されており、飯田市では、平成30年～令和4年にかけて長期間未整備となっていた都市計画道路の見直しを行ってきました。（都市計画道路 8路線を廃止、10路線を変更）

都市計画公園においても、同じような見直しを行っていく予定です。

## 都市計画運用指針（抜粋）

### <適時適切な都市計画の見直し>

- 長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の再検討などの見直しを行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、理由を明確にした上で変更を行うことが望ましい。

### <都市施設に関する都市計画の見直しの考え方>

- 都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。
- 都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期ににわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものであるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

# 飯田市の都市計画公園

## 【街区公園】

公園名	位置	計画面積	
高羽1号公園	高羽町5丁目	0.20ha	
高羽2号公園	高羽町3丁目	0.17ha	
今宮公園	今宮町3丁目	0.20ha	
大王路公園	大王路2丁目	0.10ha	
江戸町公園	江戸町1丁目	0.20ha	一部開設
東栄公園	江戸浜町、馬場町3丁目	0.20ha	
城東1号公園	東中央通5丁目	0.20ha	
丸山1号公園	今宮町2丁目	0.17ha	一部開設
上溝公園	松尾上溝	0.16ha	
弁天公園	松尾新井	0.20ha	
神明公園	上殿岡	0.14ha	一部開設
天竜峡公園	龍江	0.20ha	
砂払公園	丸山町2丁目	0.18ha	未開設
宮の上公園	諏訪町	0.30ha	未開設

令和5年4月1日現在

公園名	位置	計画面積	
浜井場公園	江戸町3丁目	0.37ha	未開設
箕瀬公園	箕瀬町1丁目	0.28ha	未開設
西鼎公園	鼎西鼎	0.20ha	
城東2号公園	上郷別府	0.30ha	
城東3号公園	上郷別府	0.20ha	一部開設
丸山2号公園	丸山町1丁目	0.12ha	
白山1号公園	丸山町2丁目	0.36ha	
白山2号公園	白山町3丁目南	0.12ha	
明公園	松尾明	0.18ha	
大井公園	育良町1丁目	0.19ha	
育良公園	育良町2丁目	0.18ha	
北方公園	育良町3丁目	0.80ha	
羽場1号公園	羽場町2丁目	0.10ha	
羽場2号公園	羽場町1丁目	0.12ha	

# 飯田市の都市計画公園

## 【近隣公園】

公園名	位置	計画面積	
中央公園	錦町1丁目、鈴加町1丁目 東和町1丁目、東和町2丁目 吾妻町、中央通り1丁目、中央通り2丁目 銀座1丁目伝馬町1丁目 長坂町、馬場町1丁目	1.80ha	
風越公園	小伝馬町1丁目	1.80ha	
滝の沢公園	滝の沢	1.00ha	一部開設
矢高中央公園	鼎上山、鼎下山	2.50ha	一部開設
羽場公園	羽場町3丁目	1.20ha	

## 【地区公園】

公園名	位置	計画面積	
扇町公園	愛宕町、扇町	4.80ha	一部開設
八幡公園	八幡町	5.50ha	一部開設
松尾鈴岡公園	松尾代田、駄科	11.90ha	一部開設

## 【総合公園】

公園名	位置	計画面積	
風越山麓公園	上飯田、上郷黒田 丸山町4丁目、今宮町4丁目	37.50ha	一部開設
元善光寺公園	座光寺	19.40ha	一部開設

## 【運動公園・風致公園・広域公園】

公園名	位置	計画面積	
飯田運動公園	三日市場	27.70ha	一部開設
風越公園	上飯田、鼎切石、大休	15.50ha	一部開設
南信州広域公園	売木村	53.80ha	

合計	41箇所	190.54ha	
----	------	----------	--

本市の都市計画公園は、昭和28年に都市計画決定されてから平成22年までの間、市街地の整備、高度経済成長などの状況に合わせて随時都市計画に追加決定されてきました。

都市計画決定されている公園は合計41箇所190.54haで、令和5年4月1日現在の開設率は74.27%となっています。

# 未整備となっている都市計画公園の例①

私有地が含まれる都市計画公園の例



滝の沢公園



矢高中央公園



都市計画区域



私有地のため整備が進んでいない箇所

## 未整備となっている都市計画公園の例②

墓地を都市計画公園として決定してきたものの例



箕瀬公園



宮の上公園



都市計画区域



# 見直しの基本的な考え方

- 見直しの対象とする公園は、未着手又は未開設区域の存在する公園
- 社会情勢の変化を踏まえた選択と集中による計画的な都市計画公園の整備となるよう、また、そのうえで都市公園条例に定める市区域内の公園目標面積が確保されるよう総合的な見直しを行う。
- 「必要性」「実現性」「代替性」の3つの視点から評価・検証を実施
- 評価・検証の結果により、「存続候補」「変更候補」「廃止候補」に分類
- 新たに都市公園として管理すべき公園の検討も同時に行う。

上記を踏まえ、見直しガイドラインを作成。

ガイドラインに基づき、都市計画公園の見直し方針(案)を作成していく。

# 今後の予定

